



2019年6月10日  
一般財団法人製品安全協会

## 棒状つえのSG基準改正に伴う受付開始について

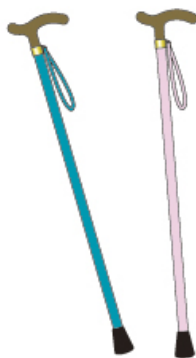
拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素より当協会の業務にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、このたび、当協会では棒状つえのSG基準を改正し、多点つえを適用に含めて基準全体を見直しました。また、検査手数料及びSGラベル手数料も見直しました。

つきましては、SG基準改正の事務受け付けを6月10日から開始いたします。  
SG基準改正に伴う基準適用及び手数料の変更については、別紙をご覧ください。  
また、SG基準、検査マニュアル、認証手続き書を当協会のホームページで公表していますので、ご確認いただきますようお願い申し上げます。

不明点などございましたら、担当までご連絡ください。

敬具



お問い合わせ（担当者）  
業務グループ 黒川、松本  
110-0012 東京都台東区竜泉 2-20-2  
TEL : 03-5808-3302 / FAX : 03-5808-3305  
Mail [h-matsumoto@sg-mark.org](mailto:h-matsumoto@sg-mark.org)

**S G マーク表示事業者 各位**

一般財団法人 製品安全協会  
業務グループ

**棒状つえの S G 基準改正に伴う基準適用及び手数料の変更等について**

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

また、日頃は当協会の事業に数々ご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

このたび当協会では、棒状つえの S G 基準について改正を行いました。

このため、経過措置などを含めた具体的な手順についてまとめましたので、改正基準についてのご対応をよろしくお願い致します。

なお、本件につきまして、ご質問やご不明な点がございましたら、下記までご連絡いただきたくお願い致します。

敬具

「問い合わせ先」

一般財団法人製品安全協会 業務グループ（担当：黒川、松本）

Tel : 03-5808-3302 FAX : 03-5808-3305

E-mail : [h-kurokawa@sg-mark.org](mailto:h-kurokawa@sg-mark.org)

## I. 棒状つえのSG基準改正に伴う基準適用と経過措置について

### 1. 棒状つえのSG基準改正について

棒状つえについては、近年つえ先ゴムの大きな多点つえが増えてきました。また、多点つえを立ち座りの際に使用して握りが破損するという事故も発生しました。今回の基準改正は、多点つえ※を適用範囲に含めてSG基準の見直しを行いました。

※多点つえとは、つえ先ゴムの接地部の大きさが150mm以下のもので詳細は検査マニュアルを参照してください。

### 2. 改正基準での事務受付について

棒状つえのSG基準改正の適用については、2019年6月10日より改正基準での事務受付を開始いたします。

#### ○棒状つえのSG基準改正に伴う試験について

6月10日より改正基準で確認いたします。多点つえは、改正基準での申請となります。

ただし、従来のはつえは、経過期間として2019年12月末日までは、現行基準を適用することも可能とします。

#### ○構造、強度等について

構造、強度等で改正基準に適合しているかどうかについては、必要に応じて事前に検査機関で確認してください。

#### ○表示及び取扱説明書について

表示及び取扱説明書を、改正基準に変更してください。必要に応じて事前に検査機関で確認してください。

### 3. 型式区分の変更について

次のように型式区分(カテゴリー分け)を変更します。

・改正基準での申請は、改正した型式区分で申請してください。なお、現行基準で申請する場合には、現行の型式区分で申請をしてください。

※多点つえを申請する場合には、改正した型式区分での申請となります。

#### 現行 型式区分 → 改正 型式区分

現行 型式区分		改正 型式区分	
要素	区分	要素	区分
握りの材質	(1) 金属製のもの (2) プラスチック製のもの (3) 木製のもの (4) その他	つえの種類	(1) 多点つえ (2) 多点つえ以外
支柱の材質	(1) アルミニウム合金製のもの (2) 木製のもの (3) その他	握りの材質	(1) プラスチック製のもの (2) 木製のもの (3) その他
支柱と握りの固定方法	(1) リベットのもの (2) 接着剤のもの (3) ねじ込み式のもの (4) その他	支柱の材質	(1) 金属製のもの (2) 繊維強化プラスチック製のもの (3) その他
つえの構造	(1) 1本つえ (2) 調節式つえ (3) 折り畳み式つえ ※(2)及び(3)の複合構造のものは、いずれか主な構造区分に入れること。	つえの構造	(1) 1本つえ (2) 調節式つえ (3) 折り畳み式つえ ※(2)及び(3)の複合構造のものは、いずれか主な構造区分に入れること。

## Ⅱ：棒状つえの手数料について

### 棒状つえの手数料について

基準改正に伴い、検査機関の検査手数料と協会の手数料を見直しました。

#### (1) 工場登録事業者

##### ・SGマーク表示交付手数料

SGマーク表示交付手数料は、経過期間として2019年12月末までは現行料金（10円/枚）となります。2020年1月1日からは新料金（12円/枚）となります。（表示交付申請書と着金日が揃った日とします。）

※自社印刷についても同様です。2019年12月報告分までは、現行料金（10円/枚）で、2020年1月の報告分から新料金（12円/枚）となります。（表示交付申請書と着金日が揃った日とします。）

##### ・型式検査手数料

・型式検査手数料は、2019年6月10日からは改正料金となります。ただし、現行基準を希望される場合には、2019年12月末までは現行料金となります。

※現在の型式を改めて取り直す必要はありません。

#### (2) ロット認証事業者

・ロット認証手数料は、2019年6月10日からは改正料金となり、改正基準手数料 {特殊検査料+毎回検査料 {ロットの大きさ毎の額+SGマーク手数料（12円/枚）} }となります。

ただし、希望により現行基準を希望される場合には、2019年12月末までは現行基準で申請できます。この場合に、現行基準手数料 {特殊検査料+毎回検査料 {ロットの大きさ毎の額+SGマーク手数料（10円/枚）} }となります。

### Ⅲ：棒状つえのSG基準改正の主な変更箇所について

1. 種類：多点つえを追加しました。多点つえの解釈については検査マニュアルで規定しています。
2. SG基準 1. (11)：多点つえの接地部の大きさを 150mm 四方以下と規定しています。  
※これ以上の大きさのものは対象となりません。
3. SG基準 2. (1)：握りの強度試験について、1100N の力を握りに加える試験としています。必要に応じて検査機関等で確認を行って下さい。
4. SG基準 2. (2)：曲げたわみ試験は、最大たわみを 17mm から 20mm に変更しています。また、残留たわみの規定を除いています。
5. SG基準 2. (4)：多点つえのつえ先部の繰り返し試験を追加しました。  
多点つえについては、申請時に第三者検査機関の試験証明書を添付することになります。
6. SG基準 2. (5)：補助取っ手の強度試験を追加しました。  
補助取っ手付きのものについては、申請時に第三者検査機関の試験証明書を添付することになります。
7. SG基準 3. の摩擦抵抗試験は、これまでの 4N 以上の引っ張り力から、摩擦係数 0.4 以上に変更し、試験方法は同じですが、つえ先ゴムの重さを含めて計算式で算出することになりました。  
申請時に第三者検査機関の試験証明書を添付することになります。
8. 表示及び取扱説明書について
  - ・表示の「棒状つえは、つえなしで自立歩行できる人・・・・・・・・」の部分を下げ札等の見やすい位置にくるようにセットしてください。
  - ・取扱説明書に、「握り先端に過大な力がかかるような使い方をしないこと」を加えました。この項目を取扱説明書に追加してください。